

平成23年

第4回市議会定例会 議案第22号

函館市青年センター条例の一部改正について

函館市青年センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市青年センター条例の一部を改正する条例

函館市青年センター条例（昭和44年函館市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中

調理実習室	1,500円 (110円)	1,500円 (110円)	2,000円 (120円)	ガス、水道および備付器具の使用料を含む。	を
シャワー室	1室1時間につき、冷水の使用期間内にあつては120円、温水の使用期間内にあつては180円			1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。	

調理実習室	1,500円 (110円)	1,500円 (110円)	2,000円 (120円)	ガス、水道および備付器具の使用料を含む。	に
-------	------------------	------------------	------------------	----------------------	---

改める。

別表 2 の表中

拡声装置 (一式)	1,000円	1,000円	1,000円	マイクロホンおよびレコードプレーヤーを含む。	を
16ミリ映写機 (1台)	1,000円	1,000円	1,000円	映写幕を含む。	
ステレオ (一式)	300円	300円	300円	テープデッキを含む。	

				マイクロホン
--	--	--	--	--------

拡声装置 (一式)	1,000円	1,000円	1,000円	およびレコード プレーヤーを含 む。	に
--------------	--------	--------	--------	--------------------------	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

シャワー室ならびに備付物件の16ミリ映写機およびステレオを廃止
するため